

宇都宮市民大学運営協議会運営要領

適用 平成 4 年 5 月 1 日
平成 12 年 7 月 1 日
平成 14 年 9 月 1 日
平成 16 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 22 年 9 月 1 日
平成 26 年 9 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宇都宮市民大学実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 4 項に規定する宇都宮市民大学運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、宇都宮市民大学に関し次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 講座の企画の承認に関する事
- (2) 運営に関する事
- (3) 予算及び決算の承認に関する事
- (4) 市内高等教育機関との共催事業に関する事
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから要綱第 4 条第 2 項に規定する学長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生涯学習関係者
- (3) 宇都宮市講座企画・運営ボランティアスタッフ

3 協議会は、専門講座の企画運営の選考をさせるため、宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会を設置することができる。

4 第 2 項の委員のうち 1 名は、宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会委員を兼ねるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要あると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席を求めることができる。

5 前項に定める出席を求められた者は、議事の決定に加わることはできない。

(監査)

第7条 協議会に監事2人を置き、会長がこれを指名する。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、要綱第4条第5項に規定する事務局（教育委員会事務局生涯学習課）が処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。